

御前崎市監査告示第 5 号

平成 27 年 7 月 10 日付けで受け付けた御前崎市職員措置請求について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 4 項の規定に基づき監査した結果を次のとおり公表する。

平成 27 年 9 月 3 日

御前崎市監査委員 鈴木 俊 夫

御前崎市監査委員 阿 南 澄 男

第 1 請求人

御前崎市池新田 4093 番地の 3 四ノ宮 主

御前崎市池新田 3752 番地の 1 山口 雄一

第 2 監査の請求

1 請求書の受付

平成 27 年 7 月 10 日 御前崎市監査請求書（以下「請求書」という。）受付

2 請求の内容（原文による）

御前崎市監査請求書

御前崎市長に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

平成 26 年度において御前崎市が実施した県単治山（補助）事業池新田地区塩害枯損松林伐倒工事について、御前崎市農林水産課の設計した数量は、現地確認した伐採数量等より極めて過大であり、これにより算出された工事費は不当に高額である。

したがって、御前崎市の支出した工事代金は不適正なものであり、御前崎市の損失である。

当該工事における損失額を算出し、過大な工事代金の返還請求を行うとともに、不適正支出に至った経緯と責任所在の究明を求める。

2 請求者

住所 御前崎市池新田 4093 番地の 3

職業 無職

氏名 四ノ宮 主

住所 御前崎市池新田 3752 番地の 1

職業 無職  
氏名 山口 雄一

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により別紙事実証明書添え必要な措置を請求します。

平成 27 年 7 月 10 日

御前崎市監査委員 様

なお、請求書には、事案を証する書面として次の書面が添付されている。

(内容は省略)

- ・平成 27 年 2 月 18 日静岡新聞切り抜き
- ・平成 26 年度市発注の塩害工事枯損松林伐倒工事対比写真
- ・平成 26 年度県単治山（補助）事業 池新田地区塩害枯損松林伐倒工事  
実施設計書  
執行伺書～完成届出書  
被害木駆除計算書  
立会写真  
完成検査依頼書～支出命令書
- ・大山海岸防風林（松林）伐採調査結果
- ・被害木駆除量計算書、財産区所有林無断伐採調査報告書（池新田財産区調査管理会調査）
- ・農林土木工事共通仕様書
- ・池新田財産区所有保安林松伐採根分布図

### 3 請求の要件審査

本件請求については、法第 242 条第 1 項の規定による所定の要件を具備しているものと認め、これを受理した。

## 第 3 監査の実施

### 1 監査対象部局

事業部 農林水産課

### 2 請求人の証拠の提出及び陳述（要旨）

請求人に対して法第 242 条第 6 項の規定により陳述の機会を設けたところ、平成 27 年 7 月 22 日に陳述を行った。なお、新証拠として御前崎市議会総務経済委員長あての「保安林皆伐について」と題する書面の写し及び添付書類が提出され

た。陳述では、次のように監査請求理由書等に沿って陳述がなされた。

- ・御前崎市発注の「平成 26 年度県単治山（補助）事業池新田地区塩害枯損松林伐倒工事」において、池新田財産区所有の保全林の松林が幅 10m前後、距離 500 m程の生きている松の大半が無断ですべて伐採された。

- ・補償復旧を要求するための調査を池新田財産区管理会が行ったところ市の伐採本数・駆除材積ともに大きな差異が生じていた。

- ・この伐採計画は、平成 26 年 8 月ころ市の担当者が実施設計書を作成したと思われる、本来であれば、適正な手続きとして、保安林の所有者への事前の伐採の届出と許可を得て、関連する法に従い施工されるべきと考える。

- ・池新田財産区管理会が復旧補償を要求するための調査過程で判明したこととして、塩害枯損松の伐倒数量は工事の設計数量の約 6 分の 1 しかなかった。

- ・施工業者は伐倒数量を設計数量に合わせて水増ししていたのではないかとの疑問が持たれる。

- ・事実確認のために、池新田財産区管理会において、伐採根の分布図を測量会社に委託作成した。

また、今回の請求に係る経緯と証拠書類について説明がなされた。

### 3 関係職員の陳述

関係職員に対しては、平成 27 年 7 月 24 日に法第 242 条第 7 項の規定に基づく陳述を行った。陳述では、下記意見書に沿って陳述がなされた。

#### 意見書

まず、これまでに市が取り組んでまいりました事業背景を説明させていただきます。これまで御前崎市では、松くい虫被害対策としての防除や被害松の伐倒、そして植栽による海岸防災林の再生事業を、永年にわたり県と市と地元が協力して取り組んでまいりましたが、平成 25 年 9 月に来襲した台風 18 号による塩害により、遠州灘沿岸地域の海岸防災林の松林に多大な被害を被り、地元からの要望も大きかったことから、同年の 9 月補正で治山事業予算を確保して塩害による枯損松の伐倒事業を実施いたしました。

また、防災林として機能が低下した松林の再生を図るには、単年事業では不可能であるとの観点から、数ヶ年に渡る継続事業として取り組む必要があると判断し、市の治山事業予算を確保するとともに、県に対しても県単治山補助事業の支援について要望をしてまいりました。

今回の、「平成 26 年度県単治山（補助）事業池新田塩害枯損松林伐倒工事」については、塩害により集団的に枯損した松林の再生を目的に取り組んだ事業であります。工事内容は、枯死あるいは、衰弱し、海岸防災林の機能が低下している松林を伐採し、その後、植栽することで防災林を再生し、保安林機能回復を図ろうとするものです。

続きまして、請求人から提出のありました監査請求理由書について意見を述べ

させていただきます。

まず、「大半が活着している松」という請求人の主張につきまして、本工事では塩害により集団的に枯損した松や、衰弱していて生育が見込めない松の伐倒を実施したものであり、「大半が活着している松」という認識はございません。

次に、「無断で伐採された」という請求人の主張につきましてです。

冒頭の事業背景で述べさせていただきましたが、本事業は、地元からの要望に基づき実施した事業であったため、ご理解いただいているものと考え、着手してまいりました。事前に工事の詳細を管理会役員の皆様にご説明しなかったことにつきましては、再三にわたり謝罪を申し上げてきたところでございます。

最後になりますが、「市より公表された伐採本数・駆除材積ともに大きな差異が生じていた」という請求人の主張につきまして意見を申し上げます。

当該設計は伐採本数ではなく、伐採材積により積算しているものでございます。設計の材積にあたりましては、市職員による現地調査により平均的な樹高・直径による材積に、概算 ha 本数と面積を乗じて算出しております。また、その設計値は 180 m<sup>3</sup>でありました。

なお、工事着手にあたり、監督員と請負業者の両方で、伐採範囲を現地で確認の上、着手しております。

伐採木の管理については、目安として半日施工の伐採面積ごと、伐根径を計測し、ナンバリングを付し、野帳により管理するよう、請負業者に口頭指示を出し、伐倒工事の進捗を把握するため、口頭で監督員へ伐採材積の報告をさせました。なお、伐採材積については、「静岡県松くい虫駆除事業用立木幹材積表」に基づき算出しております。また監督員は、現地において、伐採範囲、伐採方法、伐根の計測状況、ナンバリング敷設状況等の確認を工事中に 3 回実施しており、請負業者が適正に施工及び管理をしていたことを確認しております。その上で、伐採完了後、請負業者から提出された伐倒野帳を受領し、伐採材積を確定しております。したがって、伐採材積は適正であります。

以上のとおり、当該工事における市の設計、施行管理は適切であり、請負業者によって損失を受けたものではなく、市からの工事代金支払は適切であったと考えます。

以上のとおり、請求人が主張する、市の不適切な工事代金の支出には理由がなく、本請求は棄却されるべきものであると考えます。

また、関係職員の調査を、平成 27 年 8 月 6 日及び 8 月 13 日に関係職員の出席を求め実施した。

#### 4 関係人調査

法第 199 条第 8 項の規定に基づく関係人調査を、以下のとおり実施した。

- ・平成 27 年 8 月 3 日 (株)雄樹園 代表者、現場代理人

- ・平成 27 年 8 月 4 日及び 8 月 14 日 破砕業者
- ・平成 27 年 8 月 7 日 集積・搬出業者
- ・平成 27 年 8 月 18 日 池新田財産区管理会長

#### 第 4 監査の結果

監査請求人から提出された「事実の詳細、調査資料」及び「事実に関する推測」について、提出された資料を基に関係者から聞き取りと事実調査を行った結果に基づいて、下記のとおり意見を述べる。

##### 1 意見の趣旨

監査請求を認め、不適正な支出内容を詳細に検討して、過大に支出した部分の返還を求めるべきである。

##### 2 意見の理由

関係者からの事情聴取及び現地調査の結果次の事実が認められる。

- (1) 御前崎市（以下「市」という。）が発注した「平成 26 年度県単治山（補助）事業池新田地区塩害枯損松林伐倒工事」において、池新田財産区（以下「財産区」という。）所有の保安林の松林が東西約 590m、南北約 13.8m、面積約 8,142 m<sup>2</sup>に亘り伐採された。財産区の調査によれば、伐採された松の総本数は、3,601 本、うち枯れた松は 806 本でその余は生育していた松と考えられる。
- (2) 伐採を行ったのは、株式会社雄樹園（以下「雄樹園」という。）であるが、同社は、松林の所有者である財産区の承諾を得ること無く伐採を行った。承諾を得ること無く伐採したことは、同社の代表者がこれを認めている。さらに、工事を指示した市農林水産課長（総括監督員も財産区の承諾を得ること無く）すなわち、財産区に対する事前説明及び現場立会も無く伐採を行ったことを認めた。
- (3) 財産区の調査によれば、前記のとおり松 3,601 本が伐採されたが、雄樹園から提出された伐採野帳では、5,513 本が伐採されたと報告されている。その差は 1,912 本であり、約 2,000 本について齟齬がある。これについて、前記雄樹園の代表者は、伐根したので、財産区の調査の時点では、伐根の痕跡は残っていないと説明をした。
- (4) 雄樹園より伐採した木材の集積・搬出を請け負った業者の代表者は、作業の効率化のため約 300 本の根株を財産区の承諾を得ること無く伐根し、雄樹園の破砕現場へ搬出したと説明をした。しかしながら、雄樹園から伐採した木材の破砕作業を請け負った業者の代表者は、破砕現場での集積・破砕作業時において、伐根した根株は確認していないと説明をした。
- (5) 監査委員は、平成 27 年 7 月 23 日、監査請求人より提出された伐採根株の分布図を現地照合した結果、根株の直径に若干の相違はあったが、ほぼ整合性

を確認した。

また、雄樹園代表者は、約 2,000 本の伐採松の伐根を行い、その多くが根株の直径が 14 cm～23 cmであったと説明したが、伐採根株の分布図を現地照合確認した結果、その際には根株の直径が 14 cm～23 cmのものは皆無であり、更に雄樹園が説明しているような伐根の痕跡を認めることは出来なかった。

- (6) 上記に関連し、監査委員は、平成 27 年 8 月 5 日、隣接する北側の松林における現状数量の委託調査を行った。その結果、二箇所の 200 m<sup>2</sup>(10m×20m) 当たりの平均本数は 111 本、平均材積は 2.1705 m<sup>3</sup>であり、しかも胸高直径 16 cm以上のものは皆無であった。

また、同時期、財産区管理会は、自主的に隣接東側において、200 m<sup>2</sup>(10×20m)の調査を行った。その結果は、本数は 113 本、材積は 0.925 m<sup>3</sup>であり、しかも胸高直径 14 cm以上のものは皆無であった。

### 3 考察

- (1) 前述した雄樹園の説明と財産区の調査では、伐採本数について約 2,000 本の差があり、これについて、雄樹園は、伐根したので、痕跡は残っていないと説明するが、これは疑問である。施工計画書にも記載もなく、多額の費用と手間の掛かる作業を公共工事において、仕様、契約の変更（金額）も無く行われたのは不自然である。
- (2) 破砕現場において破砕作業を請け負った業者の代表者は、「破砕総量は約 240 m<sup>3</sup>であり、その半分以上が、破砕現場に集積されていた松以外の従前の剪定枝等であった。」と説明をしており、本件において、多少の伐根はあったとしても本事業で発生した破砕チップの総量は約 100 m<sup>3</sup>前後と推測される。しかも、この中には幹材積に含まれない、枝葉や根株が最初から含まれていたであろうことが、雄樹園代表者と集積・搬出業者の代表者の説明から推認できる。また、破砕業者により破砕現場に持ち込まれた破砕機の最大能力は、日量 100 m<sup>3</sup>とのことであり、三日間の破砕量の 240 m<sup>3</sup>は妥当な量と推測される。このように、本事業の最終作業である破砕作業を請け負った業者の代表者の発言は重く、信頼性も高い。
- (3) 市農林水産課は、枯れ松伐倒工事では過去に前例の無い伐倒量の算出方法に理由の説明も無く変更し、四角錐台に破砕したチップを積み上げそれを計測して、192 m<sup>3</sup>という数量を出し、設計数量の 180 m<sup>3</sup>を上回っているため、何ら問題は無いとの回答書を監査委員に提出しているが、検査監への完成検査依頼書にはこの計測方法による求積数の検査依頼は含まれていなかった。
- また、平成 27 年 8 月 13 日、この工事の担当だった前検査監から監査委員に提出された検査実施報告書（完成検査）には、従来通りの検査方法である「静岡県松くい虫等防除事業監督・検査・確認内規」によるものであった。監査委員は、平成 27 年 6 月 26 日、市農林水産課に、完成検査の手続きにつ

いて確認したところ「静岡県松くい虫等防除事業監督・検査・確認内規」に従って行ったとの回答を得ている。

- (4) なお、伐根についての実地検証について、雄樹園が伐根に使用したと言うバックホー(0.15クラス)、集積搬出を請け負った業者が伐根に使用したと言うバックホー(0.1クラス)で、簡単に伐根出来るとの説明を検証するために、監査委員は、他の業者に伐根の実証試験を依頼し、伐根に使用した同じバックホー(0.15クラス)で、根株の直径12cmの伐根を試みたが、伐根出来なかった。依頼業者は、経験を踏まえた上の発言では、バックホー(0.15クラス)の約2倍の大きさの(0.25クラス)のバックホーを使用しないと抜けないだろうと説明をした。よって、施工業者が使用した(0.15クラス)のバックホーでは伐根出来ないものと推測される。

#### 4 結論

- (1) 本工事の業務執行にあたっては、所有者である財産区の承諾を得ず、さらに伐採後に無断で伐根を行い搬出した。一次破碎、二次破碎を行い公園等のマルチング材に使用できるチップ材に加工したことは、財産区の財産権を侵害している。
- (2) 伐採本数について、監査請求人の調査した結果と施工業者である雄樹園の説明では、約2,000本の齟齬があり、市の支出は、施工業者からの請求、説明に基づいていることから、市から不正な支出が為されたとの疑いを払拭できない。

以上のことから、請求人の主張について理由があると認められるため、法第242条第4項の規定に基づき、市長に対し次のとおり必要な措置を講じるよう勧告する。

不適正な支出内容を詳細に検討して、過大に支出した部分を平成27年12月1日までに返還するよう求めるべきである。